

《保険料納入証明書について》

当組合で徴収している国民健康保険料は社会保険料控除の対象となり、年末調整の際には証明書の添付は必要ございません。

確定申告の際に必要な納入証明書につきましては、平成26年1月中旬頃各診療所宛てに、院長先生分、従業員分を合わせて送付いたしますのでお間違いのないようお願いいたします。



特定健康診査を受診しましょう

40歳から74歳の被保険者が対象

医療費適正化対策として、40歳から74歳の被保険者を対象とした特定健康診査・特定保健指導の実施が医療・保険者に義務づけられております。

当国保組合では、今年度も40歳から74歳の被保険者を対象に「特定健康診査・特定保健指導」を実施しております。メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診を実施し、その結果から生活習慣の改善が必要な方には、その人のライフスタイル

に合った「保健指導」を行い、生活習慣病の発症や重症化を予防し、将来の医療費適正化を図ります。

健診の実施にあたり、すでに対象となる被保険者のみなさまへ受診券・特定健康診査受診のご案内等の書類を送付しております。受診券の有効期限は平成26年3月31日までとなっております。期限内に受診いただければ、健診費用は当国保組合で全額負担(無料)いたします。まだ受診されて

いない方は、早めに受診していただきますようお願いいたします。なお、受診券を紛失された場合は当国保組合までご連絡ください。

神奈川県歯科医師

国民健康保険組合事務局

電話045-

641-5418

受付時間 月曜～金曜

(祝・祭日を除く)

9時30分～17時30分

監事監査行われる

平成25年度上半期監査

平成25年度上半期の事業の執行状況についての事務監事監査が、去る11月14日(木)午後3時より国保組合役員会議室にて行われた。

小澤理事長以下理事者から花村監事・山之内監事に対し、事業概要等について説明の後、両監事の事務執行状況等の監査があり、慎重審査の結

果、意見は次のとおりでした。

(記)

平成25年11月14日、国保組合役員会議室において平成25年度上半期の事業執行状況、歳入歳出決算書、財産目録及び諸帳簿並びに関係書類等を精密に監査したところ、適法かつ正確であることを認めます。

インフルエンザ補助事業について

インフルエンザ予防接種はインフルエンザが発症する可能性を減らし、もし発症しても重い症状になるのを防ぎます。予防接種の効果が持続する期間は、一般的に5ヶ月ほどです。また、流行するウイルスの型も変わるので、毎年、定期的に接種することが望まれます。

当組合では下記のとおりインフルエンザ補助事業を行っておりますので、インフルエンザ予防のためご活用ください。

【補助について】

年齢・接種回数にかかわらず、1回3,000円以内×接種回数分の補助

・提出方法等でご不明な点がございましたら、組合(電話045-641-5418)までお問合せください。

・インフルエンザ補助金支給申請書に領収書を添えてご申請ください。

・申請書及び領収書は受診者ごとの提出となります。

※申請書については、必要枚数分を組合までお申し出いただくか、

組合ホームページ(<http://www.geocities.jp/kanagawasikakokuho/>)よりダウンロードしてください。

・領収証にインフルエンザ以外の費用が含まれている場合は、内訳を明記してください。